

飼い主の ルールと マナー

① 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後90日を経過したすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務づけられています。

●「登録」は犬の生涯に1回です。(登録すると「鑑札」が交付されます。)

●「狂犬病予防注射」は、毎年1回です。(「注射済票」が交付されます。)

交付された「鑑札」と「注射済票」は装着が義務づけられているので、必ず首輪などに付けましょう。

また、登録犬が死亡したり、所在地や所有者に変更があったときは、必ずお住まいの市町村に届け出してください。

② 犬はつないで、事故の防止に心掛けましょう。

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬は放れてしまうと、他人に恐怖心をあたえたり、咬みつき事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあったりと様々な事件事故の原因ともなります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。

また、茨城県では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマン・シェパード、ドーベルマン、グレート・デン、セント・バーナード、アメリカン・ピット・ブル・テリア（アメリカン・スタッフォードシャー・テリア）の8犬種の他、大型の犬を「特定犬」に指定して、「おり」の中での飼育を義務づけています。

●犬の「咬みつき事故」が発生したら、「茨城県動物指導センター」に届け出ましょう。



③ “身元証明”で愛犬・愛猫の迷子をなくしましょう。

迷子をなくすためにも、犬には鑑札、狂犬病予防接種済票だけでなく、迷子札（電話番号など）を付けて下さい。犬・猫とともに、迷子札の代わりにマイクロチップの埋め込みをすれば、脱落することもなく、外観も損ねず、より効果的です。

飼い犬・猫が迷子になったら、すみやかに茨城県動物指導センター、お住まいの市町村および警察署に連絡してください。あなたの、犬・猫についての情報があるかもしれません。

また、保護された犬・猫の情報は、センターのホームページでも公開しています。「茨城県動物指導センター」で検索してみてください。

④ 小さな命、大切に！「捨て犬」「捨て猫」をなくしましょう。

動物を捨てることは、動物愛護法に違反する行為です。

子犬や子猫が生まれて困るより「生まれない手術」をおすすめします。

●避妊手術（メス）、去勢手術（オス）の効果

メス：発情しないので、オスが集まらず、当然子犬・猫も生まれない。

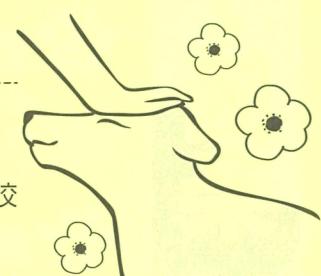
オス：発情したメスに無関心になり、あちこちに排尿（マーキング）しなくなる。行方不明になることも少なくなる。



⑤ 環境美化につとめましょう。

愛犬・愛猫の排泄物の始末は飼い主の義務です。公共の場所（公園、道路など）や他人の土地、建物を汚さないようにならなければなりません。

飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。



⑥ 立派にしつけて愛される犬・猫にしましょう。

犬・猫による被害や苦情相談が多発しています。鳴き声による騒音、排泄物による苦情、咬みつき事故等々多くは飼い主の「飼育管理」や「しつけ」によって改善することができます。

飼い主の努力で、ご近所から愛される犬・猫にしてあげましょう。

飼ったなら めんどうみよう 最後まで